新

高知県宅地建物取引業法施行細則(抜粋)

本則

(証明)

- 第12条 保証金規則第8条第1項の規定による営業保証金に対する債権 の申出がない旨の証明書は、別記第6号様式によるものとし、公告を掲載した官報の写し及び供託書の写しを添えなければならない。
- 第13条 保証金規則第8条第2項に規定する申出に係る債権の総額に関する証明書は、別記第7号様式によるものとする。

第6号様式(第12条関係)

営業保証金に対する債権の申出がない旨の証明書交付請求書 「別紙参照〕

第7号様式(第13条関係)

営業保証金に対する債権の申出の総額に関する証明書交付請求書 「別紙参照〕 高知県宅地建物取引業法施行細則(抜粋)

表

本則

(証明)

- 第12条 保証金規則<u>第9条第1項</u>の規定による営業保証金に対する債権 の申出がない旨の証明書は、別記第6号様式によるものとし、公告を掲載した官報の写し及び供託書の写しを添えなければならない。
- 第13条 保証金規則<u>第9条第2項</u>に規定する申出に係る債権の総額に関する証明書は、別記第7号様式によるものとする。

第6号様式(第12条関係)

営業保証金に対する債権の申出がない旨の証明書交付請求書 「別紙参照]

第7号様式(第13条関係)

営業保証金に対する債権の申出の総額に関する証明書交付請求書 「別紙参照〕